

1. 復興再生ビジョンの策定方針

(1) 策定の趣旨

令和元年10月6日にマリアナ諸島の東海上（南鳥島近海）で発生した令和元年東日本台風（台風第19号）は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、10月12日から13日にかけて、関東地方から北日本の太平洋側を中心に大雨や暴風をもたらし、日本列島の広範囲の地域が甚大な被害を受けました。

本町におきましても、大雨による河川増水に伴い一級河川吉田川が中粕川地区で破堤し、中粕川地域、土手崎・三十丁地域の町民の住まいや仕事、インフラやライフラインに大きな被害をもたらしました。また、その支流である味明川や滑川等も氾濫するなど、今もなお、多くの町民生活に大きな影響を与えています。

このため、被害にあわれた町民の生活再建のために復旧対策を進めるとともに、今回の台風被害を教訓として、将来にわたり、より安全・安心で持続性のある豊かな地域社会を創造するため、台風第19号の被害状況を踏まえた復興再生への新たな取り組みについて、町民と共に全力で推進する必要があります。

また、今回の台風被害は、地球温暖化等の影響により、世界的に変動する気象現象の変化に対応するための大きな転機として捉え、様々な課題を解消するため、行政だけでなく町民一人ひとりがこの問題に取り組んでいく必要があります。

そこで、町では地域の目指すべき姿を町全体で共有し、復興再生に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大郷町復興再生ビジョン」を策定します。



(2) 復興ビジョンの役割と位置づけ

「大郷町復興再生ビジョン」(以下、「復興再生ビジョン」という。)は、令和元年10月13日に本町へ甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風(台風第19号)による災害の発生及び状況を踏まえ、早期の復興再生に向けた考え方や方向性を示すものです。

そのため復興再生ビジョンは、復興に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけるもので、町全体の長期的なまちづくりの方向性を示す「大郷町総合計画」や「大郷町国土利用計画」、また現在策定中である「大郷町都市計画マスタープラン」などの上位計画や、国土交通省東北地方整備局策定による「鳴瀬川水系河川整備計画」などの関連計画との整合を図るとともに、連動しながら早期実現に向けた取り組みを推進します。

